

令和4年1月24日

(一社)鳥取市観光コンベンション協会

鳥取市観光 PR ポスター制作業務に係るデザイン募集について

鳥取市観光 PR ポスター制作業務を委託する事業者を選定するため、下記のとおりデザイン案を募集します。参加を希望する事業者は、下記の点に留意し、応募してください。

1 応募に付する事項

業務名 鳥取市観光 PR ポスター制作業務
業務内容 別紙仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札等への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和3年度の協会会費を支払っていること。

3 提出書類及び提出先

(1) 提出書類

- ①デザイン案 (B2版1枚) 1部
- ②事業者名を記載した表紙 (A4版1枚) 1部
- ③デザイン企画書 (A4版枚数不問) 9部
 - ・事業者名は記載しないこと
 - ・1ページ目は提出するデザイン案を縮小したもの、2ページ目以降は企画書とすること
 - ・ホッチキス止めをすること (1か所止め、2か所止めは問わない)
 - ・片面印刷、両面印刷は問わない
- ④見積書 1部 (協会指定の入札書)

(2) 提案数

- ・1事業者につき2案までとする
 - ・2案提出する場合は、(1)の①～③を2案提出すること
- ※デザインにより見積額が異なる場合は、④についても2案提出すること

(3) 提出先

鳥取市観光コンベンション協会2階事務所 (持参又は郵送)
(鳥取市末広温泉町160 日交本通りビル2階 ※まちパル鳥取2階)

4 提出期限

令和4年2月10日 (木) 17:00 必着

5 提出に係る事項

- (1) 見積書に記入する業務名は、必ず正確に記入してください。
- (2) 書類の制作及び郵送等にかかる経費については、応募者の負担とします。

- (3) 事業者名を記載した表紙、デザイン企画書及び見積書は角2型封筒に入れて必ず糊等で封をして提出願います。デザイン案は封筒に入れる必要はありません。
- (4) 封筒には業務名を記入して提出願います。

6 上限価格（予算額）

金 500,000円（消費税を除く）※印刷代含む

7 結果発表

令和4年2月18日（金）

8 選定方法

- (1) 審査会において、「9」に示す審査基準の最上位の評価を得たデザイン案1点を選定します。
- (2) 審査には、プレゼンテーションは行わず、各デザイン案に係る事業者名等の情報は明示しません。

9 審査基準

- (1) 鳥取市の魅力が一目で分かりやすく伝わっているか
- (2) 来鳥の動機づけにつながるデザインとなっているか
- (3) 訴求力が高く、多くの人々の目を引くようなインパクトのあるデザイン・キャッチコピーとなっているか
- (4) 写真またはイラストや文字の配置、フォント、色使いなどのバランスが取れているか
- (5) 仕様書「3」の内容を満たしているか
- (6) 見積額が予算の範囲内で妥当なものであるか

10 その他

- (1) 採用されたデザインは、鳥取市観光コンベンション協会の意見を踏まえて修正を加えるものとします。

鳥取市観光 PR ポスター制作業務仕様書

1 概要

本仕様書は、本協会が使用する鳥取市観光 PR ポスター制作業務を委託する事業者の選定に適用します。

2 見積書記載金額

見積書には、次の金額を記載してください。

下記3の内容の総額（ただし、消費税及び地方消費税を除く）

3 物件の内容

業務名	鳥取市観光 PR ポスター制作業務
業務内容	鳥取市の観光の魅力を広く PR し、来鳥意欲を高めることを目的とした観光 PR ポスターのデザイン制作及び印刷業務
デザインにあたっての留意事項	①鳥取市の魅力を広める要素がふくまれているものとし、メインとする写真またはイラストを配置したデザインとすること。 ②使用する写真またはイラスト等はすべて提案者が用意すること。 ③「鳥取市」、「鳥取市観光コンベンション協会」の文字を入れること。 ④鳥取市の位置やアクセスがわかるように、アクセス地図を表示すること。 ⑤「鳥取市観光サイト (https://www.torican.jp/)」の二次元バーコードを表示すること。
規格	B 2 版縦、片面 4 色カラー印刷、コート紙 135 k g、100 枚
校正	3 回程度、色校正 1 回
納期	令和 4 年 3 月 3 0 日（水）
納品物	(1) 印刷物 (2) デザインデータ一式（アウトラインのデータととっていないデータ）
納品場所	鳥取市観光コンベンション協会
その他	(1) 成果物の著作権は、鳥取市観光コンベンション協会に帰属する。ただし、著作権法 27 条及び 28 条は除く。そのため、変形、翻案の場合は、事業者の許諾を得るものとする。 (2) 使用する写真、イラスト、キャッチコピー、アクセス地図、文章などは各事業者で他の著作権、使用权を侵害にならない範囲で用意する。 (3) 鳥取市及び鳥取市観光コンベンション協会が自由に活用できるものとする。 (4) 版下データは、今後他の媒体で使用ができるよう加工可能な形式とすることとする。 (5) 制作にあたっては、鳥取市観光コンベンション協会と十分に協議することとする。

4 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとします。

5 お問い合わせ

本件に関するお問い合わせは、仕様等については観光事業課へ、その他本業務に関する事項については、総務課までお願いいたします。

担当：観光事業課 圓井、君野 総務課 鷺見 TEL(0857)26-0756